

(資料7)

司研企第002938号

(組ろ-04)

平成23年12月15日

地方裁判所事務局長 殿

司法研修所事務局長 笠井之彦

平成22年度11月期(新第64期)司法修習生の選択型実
務修習における自己開拓プログラムの修習先及び審査結果等
について(通知)

標記の自己開拓プログラムの修習先及び審査結果等について、別紙のとおり取り
まとめましたので、執務の参考にしてください。

なお、貴地所在の地方検察庁及び弁護士会に対しては、貴庁から通知してくださ
い。

(別紙)

選択型実務修習における自己開拓プログラム修習先と審査結果等 (新第64期)

【承認された修習先】

・官公庁及びその関係機関等

- ① 厚生労働省
- ② 中央労働委員会
- ③ 総務省
- ④ 財務省
- ⑤ 内閣府
- ⑥ 消費者庁
- ⑦ 海上保安本部
- ⑧ 参議院法制局
- ⑨ 法務局
- ⑩ 県庁・市役所
- ⑪ 陸上自衛隊
- ⑫ 県警察本部
- ⑬ 税関
- ⑭ 入国管理局
- ⑮ 児童相談所
- ⑯ 国連機関 (駐日代表事務所)
- ⑰ 生活支援センター
- ⑱ 女性相談センター
- ⑲ 国立大学
- ⑳ 独立行政法人

・民間企業等

- ① 一般企業 (銀行・信用組合, 保険会社, IT企業, メーカー (自動車, 飲料,

電気機器等)、鉄道会社、シンクタンク、プロ野球球団運営会社、広告代理店、投資ファンド、技術開発型事業、アニメ制作会社等)

- ② 新聞社、放送局
- ③ 会計事務所 (税理士、公認会計士)
- ④ 監査法人
- ⑤ 特許事務所
- ⑥ 司法書士事務所
- ⑦ 社会保険労務士事務所
- ⑧ 不動産鑑定事務所
- ⑨ 医療機関 (病院)
- ⑩ 社会福祉法人
- ⑪ 公益社団法人 (犯罪被害者支援)
- ⑫ 一般財団法人 (スポーツ仲裁機構、中小企業総合支援)
- ⑬ 特定非営利活動法人 (NPO法人) (薬物依存リハビリ施設、市民活動サポート、女性自立・参画支援)
- ⑭ 人権NGO
- ⑮ 私立中学校・高等学校

【不承認とされた修習先】

① 弁護士事務所

司法修習生と弁護士の合意により弁護修習先を選択することを認めることになるため、弁護士事務所を自己開拓プログラムの修習先とすることは原則として認められない (選択型実務修習の運用ガイドラインに関するQ&AのQ19参照)。

② 配属修習地外の市役所、放送局

いずれも修習先が配属修習地外であるところ、「配属修習地では履修が可能な修習内容」があるとは認められない (選択型実務修習の運用ガイドライン

第2参照)。

③ 配属修習地外の刑事収容施設

個別修習プログラムとして、矯正の実情に関する知識を深化させることを目的として「刑務所見学・業務内容修習」を内容とする見学プログラムが提供されており、司法修習生が将来法曹として犯罪者更生のための活動を行っていく上で必要な知識等の習得という観点から見た場合に、同プログラムに加えて本件プログラムを別途実施しなければならないだけの必要性がない。

※ 注意事項

ここで承認された修習先として掲げた修習先と同業種の修習先であれば、直ちに承認がなされるものではない。修習先の業種のみならず、修習の内容、当該司法修習生と修習先との関係等を個別に検討した上で、承認又は不承認が判断されるものであることに留意する必要がある。